

海外トピックス

オランダの「介護保険」

オランダ（上）

本誌の読者にはご存知の方も多いかと思うが、日本の公的介護保険創設時に参考にされたドイツの介護保険制度（1995年開始）に先駆けて、オランダでは1968年から“介護保険”制度がある。正確には、AWBZ（特別医療費補償制度）と呼ばれる慢性期医療給付のための保険制度である。創立当初の給付対象は、1年を超えた入院ならびにナーシングホーム・障害者施設での入所ケアであったが、オランダの医療政策がそれまでの施設型から在宅・地域型へ転換したことにともなって、1980年には訪問看護が給付対象に加えられた。その後、日本の「介護サービス」にあたるような通所サービス、在宅介護、福祉用具なども次々と給付対象に含まれるようになった。年齢にかかわらず、慢性疾患患者のほか、障害者、要介護高齢者などが給付を受けている。

しかし、給付の拡大に伴って保険料率も上昇の一途をたどり、制度創設当初0.4%だった保険料は、1990年に5.4%、98年に9.6%、そして現在は13.45%にのぼる。日本の介護保険と比較すると、給付対象者の年齢に制限

はなく、給付対象サービスも幅広いが、保険料徴収上限額や徴収対象者の所得下限を見込んで、13.45%という保険料はずいぶん高いという印象を受けるだろう。

財源があるので、日本のように民間介護サービス会社が発達しているかと思いきや、規制が厳しいオランダでは民間営利の介護サービスは非常に未発達である。AWBZの現物給付対象となる事業主体は、非営利であることが条件であるため、営利事業者が参入しにくい。ただしAWBZでは現物給付に加え、1995年7月から、家族・友人による介護に対価を支払うための現金給付制度が始まった。この制度を転用して、民間営利団体のサービスを購入することはできる。しかし、現金給付は現物給付額の75%相当なうえ、用途の申告に手数料がかかるために敬遠されているそうである。

逆に、オランダはヨーロッパのなかでも、とくに民間非営利組織が発達している。今回は、介護・医療の担い手としての民間非営利組織に焦点をあてて紹介したい。

((株) 日本総合研究所 研究員 岡元真希子)